

TICAD7 JICA Side Event

日時：8月28日(水) 13:00 - 14:30

場所：JICA横浜「かもめ」

人間中心の「法の支配」の実現に向けて —児童労働撤廃の取り組みからの学び—

背景

「法の支配」は人権保障に不可欠な要素であるが、法的な枠組みの整備だけでは不十分であることは、全世界で依然として児童労働、女性に対する暴力、人身取引などのさまざまな課題が存在していることからも明らかである。全ての人々、国家を含むあらゆる私的・公的組織などが国際人権規範に沿った法に対して責任を負う「法の支配」の理念を実効的なものにするためには、私たち一人一人があらゆる個人の尊厳のために果たすべき責任を考えることが必要である。その一つの手掛けりは、児童労働撤廃に向けた現場でのさまざまな角度からの取り組みにある。

目的

アフリカにおける児童労働撤廃に向けた取り組みにかかる議論を通じ、人間中心の観点から、「法の支配」の理念を再検証する。

キーエスチョン

- ▶ 児童労働を禁止する法的枠組みを実効性のあるものにした成功事例としてどのような取り組みがあるか？
- ▶ これら成功事例に共通する要素で、より広い文脈で人間中心の「法の支配」の実現に貢献し得るものはどのようなものか？
- ▶ 人間の中心の「法の支配」を実現するために政府機関、国際機関、企業、NGO、一般市民などの各アクターが果たすべき役割は何か？

登壇者

Mr. Kizito Ballans ガーナ雇用労働関係省次官

Mr. Nana Antwi Boasiako Brempong CRADA事務局長

生田 涉 株式会社立花商店東京支店長 取締役

小笠原稔 國際労働機関アフリカ地域総局チーフ・テクニカル・アドバイザー(ビデオ・メッセージ)

白木朋子 認定NPO法人ACE事務局長

山田美和 日本貿易振興機構 アジア経済研究所新領域研究センター 法・制度研究グループ長

北岡伸一 JICA理事長